

番号	1
項目	<p><u>条例で統廃合の対象になっている小学校（森之宮・中浜）の統廃合問題について、進捗状況をお聞かせ下さい。また、今福・放出小の統合にあたり、登下校道路の安全確保や放出小の工事状況などお聞かせください。小学校は地域の大切な防災拠点でもあり、地域コミュニティの発展に必要なものです。学校跡地は地域の避難所、コミュニティの場として残して下さい。</u></p>
<p>（下線部について回答）</p> <p>大阪市では、有識者で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。小学校の適正な学級規模は「大阪市立学校活性化条例」（以下、「条例」という。）において12～24学級と規定されており、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、適正規模を満たさない学校（以下、「対象校」という）については、各区において学校再編整備計画案を作成し、教育委員会会議の議決を経て、学校配置の適正化を進めています。また条例において、適正規模を下回り、今後も適正規模になる見込みがない小学校については、学校再編整備計画を策定・公表すること、その計画には再編の実施時期、実施後の小学校の所在地やその他、教育委員会規則で定める事項を記載することとし、その計画等について、保護者等の意見を聴かなければならないと義務付けるものとしています。また、計画の変更についても規定しています。</p> <p>適正配置の対象校である森之宮小学校・中浜小学校については、「大阪城東部地区のまちづくり」及び児童数の推移等を注視しつつ、適正配置の内容を検討しているところでございます。</p> <p>また、今福小学校・放出小学校の学校再編整備計画の推進にあたっては、保護者や地域住民の方から構成される今福小学校・放出小学校学校適正配置検討会議を開催し意見聴取を重ねて検討を進めているところでございます。</p> <p>今後、適正配置後の小学校への通学路につきましても、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図るために検討を進めてまいります。</p>	
担当	城東区役所保健福祉課子育て教育担当 電話：06-6930-9065

番号	1
項目	<p>条例で統廃合の対象になっている小学校（森之宮・中浜）の統廃合問題について、進捗状況をお聞かせ下さい。また、今福・放出小の統合にあたり、登下校道路の安全確保や<u>放出小の工事状況</u>などお聞かせください。小学校は地域の大切な防災拠点でもあり、地域コミュニティの発展に必要なものです。学校跡地は地域の避難所、コミュニティの場として残して下さい。</p>
	<p>（下線部について回答）</p> <p>放出小学校では統合に向けて、エレベーターの設置工事と、既存校舎の改造工事を予定しております。</p>
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091, 9093

番号	2
項目	<p>城東区内での不登校に関する相談・支援体制など現在取られている対策内容についてお聞かせください。またそれに関する各校の現状について、区として検討されていることはありますか。</p>
<p>(回答)</p> <p>城東区役所では、子育て支援室において家庭児童相談員等の職員が、不登校のみならず、心身の発達・性格 行動・しつけ・非行・親子関係・児童虐待などに関する相談をお受けし、子育て家庭の支援を行っています。</p> <p>また、不登校等により、支援の必要な子どもや世帯を小中学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体で子どもと子育て世帯を各種施策により総合的に支援する「子どもサポートネット事業」を実施しています。</p> <p>一方、不登校対策としましては、不登校の状況にある小中学生を対象に学校外の居場所を提供し、学習支援や活動プログラムの提供、カウンセリングなどの必要とされる支援を行い、学習習慣の形成や基礎学力の向上、再登校を含む社会的自立を支援する「城東区不登校児童生徒支援事業」を実施するとともに、不登校傾向や集団生活に馴染めない別室登校等の児童などを対象に、学校内での学習等の支援及び登校支援、家庭訪問による再登校の促し等により学校とのつながりを持ちながら将来の社会的自立を支援する「城東区こどもの登校・学習支援事業」を実施しています。</p> <p>あわせて、登校はできるけど教室に入ることができない、または集団での生活が難しい状況の児童生徒を対象に、学校内で過ごすための教室以外の居場所として、「スクールサポートルーム」を区内の市立小中学校に整備しています。</p> <p>上記のような不登校対策関係事業の実施にあたっては、城東区内の市立小学校・中学校の校長会等で各校の状況や意見をお伺いしながら検討を進めています。</p>	
担当	城東区役所保健福祉課子育て教育担当 電話：06-6930-9065

番号	2
項目	正規の教職員を増やし小中学校の全学年を 20～25 人の少人数学級にしてください。
<p>(回答)</p> <p>教職員の定数につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて算定されており、国からの措置を受けて、教職員を配置しております。</p> <p>今後も引き続き、指定都市教育委員会協議会等を通じて、教職員定数が改善されるように国へ要求していくとともに、教職員の適切な配置ができるよう、予算の確保にも努めてまいりたいと考えております。</p> <p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は 1 学級 35 人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は 1 学級 40 人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制の標準の引下げにより、令和 8 年度から中学校 35 人学級を実現することとしており、今後適切に対応して参ります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	2
項目	小学校の体育館に、早急にエアコンを設置して下さい。
<p>(回答)</p> <p>小学校の体育館の空調設備については、令和7年12月11日に「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」の事業契約が完了しております。このあと順次各小学校への現場設計調査を行い、その後空調設備設置工事を実施する予定となっております。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063

番号	2
項目	区内公立小中学校トイレの洋式化率をおしえて下さい。
(回答) 令和6年度末時点では、城東区の小・中学校のトイレ洋式化率 65.7%となっております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091

番号	2
項目	学校トイレの個室に返却不要の生理用品を置いてください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市立学校においては、児童生徒が必要な時に生理用品を対面及び非対面で受け取ることができ、安全安心に学校生活を送ることができるよう、全学校の保健室や職員室のほか、女子トイレ（個室含む）など、各校の実情にあった提供場所に常備するよう、生理用品にかかる環境整備に取り組んでおります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	3	
項目	<p><u>避難所となる小学校の体育館に早急にエアコンを設置してください。</u>^①</p> <p><u>また、洋式トイレ、空調設備、飲料水やプライバシー確保などジェンダー視点での避難所の整備^②を行ってください。</u></p>	
	<p>(下線部について回答)</p> <p>猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等の要配慮者の二次被害を防止するセーフティネットの観点から避難所生活の環境確保を図るため、そして、平時での教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、令和2年度から令和4年度までの間に、災害時避難所に指定されている全127市立中学校の体育館への空調機設置工事を完了しました。</p> <p>なお、令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所となる小学校の体育館への空調機整備に向けた取り組みを、現在教育委員会事務局において実施しており、令和7年9月8日に「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」の事業者が決定、同年12月11日に同事業に係る契約手続きを終え、このあと順次各小学校への現場設計調査を行ったうえで、空調設備設置工事を実施する予定となっています。</p> <p>災害時に避難所で必要となる物資は、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき確保しており、飲料水やパーティション（簡易テント）等も備蓄しています。</p> <p>ジェンダー視点でのプライバシーの確保については、「避難所開設・運営ガイドライン」において、災害時避難所では、女性専用スペース（更衣室、授乳室、物干し場など）の設置を行うこととしております。</p> <p>また、ニーズの違いに配慮した避難所の運営が行えるよう避難所運営には女性をはじめ多様なメンバーを含めることについて、「避難所開設・運営ガイドライン」に定め周知を図っています。</p>	
担当	危機管理室危機管理課（防災企画グループ） 危機管理室危機管理課（減災対策グループ）	電話：06-6208-7378 電話：06-6208-7380

番号	3
項目	避難所となる小学校の体育館に早急にエアコンを設置して下さい。また洋式トイレ、空調設備、飲料水や、プライバシー確保などジェンダー視点での避難所の整備を行って下さい。
<p>(下線部について回答)</p> <p>環境局ではこれまで、災害時に避難所へ配備するため、障がい等で足腰の弱い方や車いすの方も使用できるユニバーサル対応の組立式(洋式)災害トイレを611基、各環境事業センターに備蓄してきました。</p> <p>しかし、避難所に直接備蓄しておく方が、災害発生時のスムーズな設置につながるため、今年度より区役所をはじめとする関係部署と調整のうえ、配備可能な避難所から順次配備を進めております。</p> <p>また、民間の仮設トイレ事業者4社と協定を結んでおり、災害時には洋式タイプを優先的に配備するよう要請するとともに、大規模災害時に速やかに対応できるよう危機管理室と調整を行い、各避難所のトイレにつきまして、不足等のないよう対応を行ってまいります。</p> <p>(避難所施設内のトイレにつきましては、施設管理者と避難所を指定した危機管理室での調整となります。)</p>	
担当	環境局 事業部 事業管理課 電話：06-6630-3238

番号	3
項目	公園の管理は市が責任をもって取組むよう働きかけて下さい。公園や歩道の草刈りの回数を増やして下さい。また、公園トイレの洋式化を要望します。
<p>(回答)</p> <p>公園の雑草については、近年、人件費等が上昇する中、一定の施工量を確保しながら、年年の天候や、公園の利用状況などによっても異なる雑草の繁茂状況に合わせ、除草を行っています。</p> <p>一方、雑草は、利用者が多い場所ではあまり繁茂しないことから、雑草が繁茂しやすく利用しにくくなっている公園や、周辺に住宅地等が立地し、潜在的な利用ニーズがある公園を対象に、雑草の発芽を抑制させ、快適な環境を整えることで、公園の利用を促進し、持続的に雑草の抑制を図ることを目的として、広場や園路の土の入れ替えや、土系舗装などを行う取組を試行的に進めています。</p> <p>除草と併せて、このような雑草を抑制する取組を行い、除草が必要な場所を減らすことで、予算をより有効に活用して除草が必要な場所での除草頻度を増やすなど、快適な公園の利用環境の確保に取り組んでまいります。</p> <p>また、公園トイレの洋式化については、給排水等の設備配管の交換やトイレブースの割付の変更など大規模な改修が必要となることから、利用実態、施設配置状況、予算状況等様々な観点を踏まえた上で、検討してまいります。</p> <p>現在は、遠方からも多くの利用者が見込まれる大規模な公園のトイレにおいて、美装化と洋式化とを合わせた改修を優先的に進めていく必要があると考えております。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891 建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769

番号	3
項目	4月から導入される自転車の「青切符制度」に関し、自転車道路の整備や、自転車ルール講習会をもつなど制度がどう変わるのか、周知して下さい。
	<p>(回答)</p> <p>城東区では、区広報誌「ふれあい城東」(4月号)において、表紙および見開き2ページを用い、交通反則通告制度(いわゆる青切符)について特集しております。</p> <p>また、今後、城東警察署と連携し、安全運転講習会の開催や街頭での啓発活動、区内広報板へのポスター掲示等を通じて、制度の周知に積極的に取り組んでまいります。</p>
担当	城東区役所 市民協働課(防災・防犯) 電話:06-6930-9045

番号	3
項目	4月から導入される自転車の「青切符制度」に関し、 <u>自転車道路の整備</u> や、自転車ルール講習会をもつなど制度がどう変わるのか、周知して下さい。
<p>(下線部について回答)</p> <p>令和8年4月1日より開始される交通反則通告制度、いわゆる青切符制度につきましては、自転車の運転者が交通違反をした後の手続きが変わるものであり、自転車に関する交通ルールは変わりませんので、青切符制度の導入により、本市自転車通行環境整備計画による整備内容は変わりません。</p> <p>本市では、平成28年に「大阪市自転車通行環境整備計画」を策定し、周辺部よりも事故発生頻度の高い市内中心部の幹線道路において、自転車交通量や自転車関連事故の多い路線を選定し、緊急対策として青矢羽根、自転車マーク及び矢印等の路面表示の整備を進め、令和7年3月末時点では約65kmを整備しました。</p> <p>今後の自転車通行環境整備につきましては、引き続き整備促進に向け、歩行者の安全確保に加え、車道を通行する自転車についても安全性が向上する構造の検討を進めてまいります。一方で、構造物で自転車と自動車を物理的に分離する「自転車道」や、区画線により視覚的に分離する「自転車通行帯」を整備するには、十分な道路幅員が必要となることから、このような条件を踏まえつつ、引き続き、安全な自転車通行空間の整備に努めてまいります。</p>	
担当	建設局 道路河川部 道路課 (交通安全施策担当) 電話 : 06-6615-7699

番号	4
項目	区役所の女性トイレ個室に生理用品と自動のサニタリーボックスを設置して下さい。
<p>(回答)</p> <p>区役所庁舎内トイレにおける生理用品及び自動のサニタリーボックスは、現時点では維持管理が困難であることから設置しておりませんが、社会情勢を踏まえながら必要に応じ検討して参ります。</p>	
担当	城東区役所 総務課 電話：06-6930-9625

番号	5
項目	<p><u>自衛官募集のために子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないでください。</u> <u>「除外申請」ができることを、引き続き広く知らせるようお願いいたします。</u>また、教育、市民生活、防災への自衛隊の介入や、防災の名を借りた広報、PR活動をしないで下さい。 中学校の職業体験に「自衛隊」を入れないで下さい。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。</p> <p>このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。</p> <p>本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、確実な個人情報保護を図っております。</p> <p>自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。除外申出の方法や期限等については、本市ホームページや SNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう、引き続き広報周知に取り組んでまいります。</p>	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06-4305-7345

番号	5
項目	<p>自衛官募集のために子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないでください。 「除外申請」ができることを、引き続き広く知らせるようお願いいたします。また、教育、市民生活、<u>防災への自衛隊の介入</u>や、防災の名を借りた広報、PR活動をしないで下さい。 中学校の職業体験に「自衛隊」を入れないで下さい。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時は、本市の人的、物的資源だけでは適切な応急対策を実施することが困難な場合が想定されるため、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携し、市民の安全安心を確保しなければなりません。</p> <p>大規模災害発生時において、助けを求める人の命をつなげるためには、活動方法や連携について、防災関係機関が相互に把握しておく必要があります。</p> <p>そのために、本市では各種防災訓練等を消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と合同で実施することで、相互の連携を確認しているところです。</p>	
担当	<p>危機管理室危機管理課（応急対策グループ） 電話：06-6208-9808</p>

番号	5
項目	自衛官募集のために子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないでください。 「除外申請」ができることを、引き続き広く知らせるようお願いします。また、教育、市民生活、防災への自衛隊の介入や、 <u>防災の名を借りた広報、PR活動をしないで下さい。</u> 中学校の職業体験に「自衛隊」を入れないで下さい。
<p>(下線部について回答)</p> <p>大規模災害発生時において市民の安全安心を確保するためには、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が密接な連携をとり、災害活動にあたることが不可欠と考えています。</p> <p>今後も、大規模災害発生時において、自衛隊を含む防災関係機関との連携は必要と考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>	
担当	消防局 企画部 企画課 電話：06-4393-6056

番号	5
項目	<p>自衛官募集のための名簿提供について 自衛官募集のために子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないでください。「除外申請」ができることを、引き続き広く知らせるようお願いいたします。また、教育、市民生活、防災への自衛隊の介入や、防災の名を借りた広報、PR 活動をしないで下さい。 <u>中学校の職業体験に「自衛隊」を入れないで下さい。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>中学校学習指導要領解説においては、職場体験活動等を通じて自らの将来の生き方を考え、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うことの重要性が示されております。</p> <p>また、中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成 23 年 1 月 31 日)においては、「キャリア教育の実施にあたっては、社会や職業にかかわる様々な現場における体験的な学習活動の機会を設け、それらの体験を通して、子ども・若者に自己と社会の双方についての多様な気づきや発見を得させることが重要」とされております。</p> <p>これらを踏まえ、職場体験学習については、子どもたちの希望に基づき、各校において、事前に事業所との間で体験内容を十分に確認するなど、適切に実施しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186